

檀原市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき請求のあった檀原市職員措置請求について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表します。

令和4年5月13日

檀原市監査委員 久保田 幸 治

檀原市監査委員 山 口 宣 恭

檀原市監査委員 谷 井 幸

橿原市職員措置請求に関する監査結果

第1 請求の受付

1 請求人及び請求人ら代理人

(1) 請求人 (略)

(2) 請求人ら代理人 (略)

2 請求書の受付日

令和4年3月14日

3 請求の内容

請求人から提出された橿原市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）に記述された請求（以下「本件監査請求」という。）の内容は、次のとおりである。以下、請求の要旨については原文のまま掲載している。

第1 監査請求の趣旨

監査委員は、橿原市長に対し、亀田忠彦に、橿原市新本庁舎建設基本・実施設計業務委託料相当額（金6930万円）の損害賠償を求めるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

第2 監査請求の理由

1 橿原市新庁舎建設に関する経緯

橿原市は、1961年（昭和36年）に建設された橿原市庁舎に関して、老朽化や耐震性能の不足、庁舎の分散などという問題をはらんでいたことで、新庁舎の建設を目指していた。

そして、橿原市は、平成31年3月に現在市庁舎のある場所での建て替えを前提とした「新本庁舎建設基本計画」を策定した。しかし、同年11月、市長の交代を受けて、新本庁舎の方向性の再検討が行われたものである。しかし、その再検討の末、当初と同じく現在市庁舎のある場所での建て替えを前提としつつ、特別委員会での意見も踏まえた「橿原市新本庁舎建設基本計画（修正版）」が令和2年4月に策定された（甲1号証）。

この基本計画においては、延べ床面積9500㎡、総事業費57億7300万円という概算事業費で計画されていた。

そこで、橿原市は、新本庁舎設立事業を進めることとし、まず、基本・実施設計

業務をするために、プロポーザル方式を採用し、令和2年7月20日、東畑・NA SCA設計共同体との間で橿原市新本庁舎建設基本・実施設計業務に関する建築設計業務委託契約を締結した（甲2号証）。

以後、基本実施設計業務が行われ、詳細な調査が進んでいったところ、令和3年1月、総事業費57億7300万円と予定していた予算を12億円程度超過する見込みとなることが判明していたようである。

他方で、平成30年1月27日付で諮問されていた「橿原市新本庁舎建設に係る基本計画及び基本設計」について、橿原市新本庁舎建設検討委員会で議論され、令和3年3月1日付で答申されているところであり、そこでは、この予算超過を理由として、現在市庁舎のある場所での建て替えという方針を変更することなどは示されていない（甲3号証）。むしろ、答申が作成される直前である令和3年2月13日の同委員会においては、費用増額が生じたことの原因、この増額を受けて計画の変更を行っていることが説明されていたところであって、さらに今後、コストの開きを調整していくことを検討するなどともされていた（甲4号証6頁ないし10頁）。

その後、同年3月10日の特別委員会において、橿原市長は、予算超過を明らかにしたうえで、現地建て替えを前提とし、費用を削減した代替案を提示などしたところである。

それにもかかわらず、1週間後にあたる同月18日の特別委員会では、当初からの計画である現地での建て替えを断念し、これまでの方針を白紙撤回する旨の表明を行った。

以降、同年6月11日の特別委員会で、橿原市長は、現地建て替えを断念したことを前提に既存の施設への分散移転を表明したり、同年8月11日には、20年先を目処に現在地に庁舎機能を集約することを前提と述べる分散移転案の提示、同年9月14日には、17年後に分庁舎への庁舎機能を集約させることを前提と述べる分散移転案を提示したりするなど、この間、二転三転する意見を示し続けてきたものである。

結局、橿原市長は、基本実施設計業務を委託した目的である現在地での建て替えについて、一方的に中止したため、基本実施設計業務委託も変更のうえ（甲5号証）、出来高精算となり、それまでの業務内容を踏まえて業者に対して、合計6930万円を支払う形で終了している（甲6号証、甲7号証）。

2 本件方針変更は、橿原市長の裁量権を濫用又はその範囲を逸脱するものであり、違法であること。

(1) 地方公共団体の長による執務の裁量権に対する制約

地方公共団体の長は、その事務を誠実に執行する義務を負い（地方自治法138

条の2)、また、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないとされている（地方財政法4条1項）。

したがって、地方公共団体の長がその代表者として一定の金額の支出が伴う行動をとる場合には、その行為が上記の法の趣旨に反するとき、その行為は裁量権の濫用又は範囲を逸脱するものとして違法となる。

また、仮に施策に関する事項であったとしても、地方公共団体の長は、これを自由気ままに定め、変更することができるものではなく、一定の方針を定め、それに伴って、費用の支出等を行った際には、正当な理由なく、費用を無駄にするような施策変更は許されるべきではない。

この点、確かに、地方公共団体の施策を住民の意思に基づいて行うべきものとするいわゆる住民自治の原則が存在し、これが地方公共団体の組織及び運営に関する基本原則であるところ、橿原市のような行政主体が一定内容の将来にわたり継続すべき施策を決定した場合でも、その施策が社会情勢の変動等に伴って変更されることがあることは当然である。

しかし、この施策決定が、単に一定内容の継続的な施策を定めるのみならず、その施策において市において議論が経られており、その議論のうえ支出を伴っているにも関わらず、これをやむを得ない客観的事情によるものでもなく、正当な理由もない状況で、代替的措置も講じずに施策を変更することは、行政主体に対して不法行為責任を負うことがあり得ると解するべきである。

(2) 本件基本実施設計業務を委託した経緯

本件は、現在の亀田忠彦市長になる前から議論されていたことであり、そのうえ、現在地での建て替えという内容で一度決定した本庁舎建設基本計画を、亀田忠彦市長に交代した際に、再度検討したうえで、答申等を受けて基本計画を修正しつつも、現在地での建て替えの方針は変更しないことを決め、建て替え工事のための基本実施設計業務委託を行っている。

それにも関わらず、委託業者による詳細調査が進み、その調査内容に伴って、設計内容の修正を施すのであればともかく、そのような議論を深めることなく、現在地での建て替えという方針を撤回し、それに伴って、この間に生じた設計業務及びこれに伴う設計費用（6930万円）を完全に無駄にしたものである。

本件は、市長交代によって、社会情勢の変化等に伴う住民の意思の変更により施策の変更をしたものではなく、市長交代に伴って再検討したものの、施策の根底は変更すべきではないとの結論に至ったものであり、住民自治の原則による施策変更ですらない。

そのうえ、本件は、厳密に言えば施策変更ではない。つまり、市庁舎は上記老朽

化等の理由で新たに建設する必要があることに変わりはないところ、本件市長の行動は、施策を止めたのみであって、問題はなんら解決されていない。

それにも関わらず、これまで行われていた実施設計業務は、修正訂正のうえ進めるのではなく、すべて白紙にされており、すべてが無駄になってしまっている。

このように、亀田忠彦市長による、新本庁舎建設についての方針の転換、しかも、繰り返しになるが、すでに長期間の検討のうえ、具体的に業務を委託してまで進めていた段階での白紙撤回は、市長としての裁量を濫用しているものであって、違法といえ、市に対する不法行為にあたると言わざるを得ない。

そして、橿原市は、亀田忠彦市長による不法行為によって、基本実施設計業務が全く無駄になっているのであり、基本実施設計業務委託費用相当額(6930万円)の損害を受けたものである。

- 6 以上のように、市長の違法な行為が橿原市への不法行為となっており、これに基づき、橿原市には損害が生じていることから、橿原市は、この賠償請求をすべきであるところ、橿原市は、そのような請求を怠っている。

よって、請求人らは、亀田忠彦市長が、新本庁舎建設に関して、その時期やタイミング、理由のなさ等からして、現在地での建て替えを撤回したこと、それに伴い基本実施設計業務委託料が損失となっていることから、亀田忠彦に対し、不法行為に基づく損害賠償を行うよう、監査委員からの勧告を求めるものである。

4 請求の要件審査及び受理

監査委員は、本件監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第242条の所定の要件事項を具備しているものと認め、令和4年3月18日にこれを受理した。

第2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

監査委員は、地自法第242条第7項の規定により、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人及び請求人ら代理人が令和4年3月24日に陳述を行い、陳述書の提出を行った。証拠の提出はなかった。

陳述において、請求人及び請求人ら代理人から、「新庁舎建設計画には莫大な時間も費用もかかっているのに、亀田橿原市長の違法な行為によって、橿原市民、橿原市職員、橿原市議会の橿原市新本庁舎建設のための長年の努力が全て無駄になりました。」との

趣旨の発言があった。

また、監査委員は、請求人ら代理人に対し、本件請求書の趣旨の中の「損害賠償を求めなど」の具体的意味は、不法行為による損害賠償に主軸を置いていることであると確認した。

2 監査対象事項

榎原市長（以下「市長」という。）が、亀田忠彦市長（以下「現市長」という。）に対し、新本庁舎の現地建て替えを断念した判断により発生した榎原市新本庁舎建設基本・実施設計業務委託料相当額の損害賠償請求を行っていないことが、怠る事実該当するか。

3 監査対象部局

プロジェクト推進局

4 関係職員の陳述

監査委員は、令和4年3月30日にプロジェクト推進局関係職員から陳述を聴取した。

第3 監査結果

本件監査請求についての監査の結果は、合議により次のように決定した。

本件監査請求は、これを棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実の確認

監査対象事項について、関係する法令等との照合、関係書類等の調査並びに本件請求書等及び陳述並びに監査対象部局からの提出書面及び関係職員の陳述により、次の事実を確認した。

(1) 関係する法令等の規定について

ア 地自法は、執行機関の義務について、第138条の2において「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」と定めている。

イ 地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）は、予算執行面における基本原則について、第4条第1項において「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定めている。

(2) 新本庁舎建設事業に関する経緯について

新本庁舎建設事業に関する主な経緯は、次のとおりである。

平成31年3月

「新本庁舎建設基本計画」策定

昭和36年（1961年）に建設された本庁舎は、老朽化や耐震性能の不足、庁舎の分散による利便性の低下等の課題を抱えているため、現庁舎敷地を新本庁舎建設敷地に選定し、災害対応活動拠点、市民自治拠点、議会運営、執務拠点を担う庁舎として新本庁舎を建設する計画を策定した。

最大7階建て、延床面積 11500㎡

概算事業費 65億7500万円

令和元年11月12日 亀田忠彦が市長に就任

令和2年 4月 6日 「橿原市新本庁舎建設基本計画（修正版）」（以下「基本計画（修正版）」という。）策定

平成31年3月策定の新本庁舎建設基本計画の修正版として、災害対応活動拠点、執務拠点、議会運営、市民交流支援を担う庁舎として新本庁舎を建設する計画を策定した。

最大7階建て、延床面積 9500㎡（△2000㎡）

概算事業費 57億7300万円（△8億200万円）

令和2年 7月20日 橿原市新本庁舎建設基本・実施設計業務契約（以下「本件当初契約」という。）（2億350万円）の締結及び支出負担行為

令和2年 8月11日 橿原市新本庁舎建設基本・実施設計業務委託料前払金（6105万円）を支出命令

令和3年 2月13日 第7回橿原市新本庁舎建設検討委員会開催

橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号）第2条の規定に基づき設置された「橿原市新本庁舎建設検討委員会」の第7回目の会議が開催された。橿原市新本庁舎建設基本設計の概要（案）についての審議の中で、市側から、「現時点で把握している（中略）総事業費といたしましては約4億4233万円の超過となっております。

なお、現本庁舎の外壁の塗料にアスベストが含有していることが分かりましたので、処分費や廃棄に係る費用が別途必要になる見込みであります。」と説明があった。

令和3年 3月 1日 「榎原市新本庁舎建設に係る基本計画及び基本設計」についての最終答申

2月13日の検討委員会を受け、「プロポーザルの時点で指摘させていただいた、斬新な提案ゆえの、建設費や維持管理費に関する懸念点等に関しては、今後も、設計者との十分な意思疎通を経て解決すべき点もあり、更なるブラッシュアップが求められると考えております。

今後は、これまでの委員会の議論を十分に参酌していただくとともに、市民に親しまれる榎原市らしい新本庁舎の建設に努めていただくことを心から期待し、最終答申とします。」との答申があった。

令和3年 3月10日 市議会市庁舎建設事業等に関する特別委員会（以下「市議会市庁舎特別委員会」という。）「榎原市新本庁舎建設 基本設計概要（案）について」

午前10時1分 開議

市側から、新本庁舎の概算事業費が、基本計画（修正版）で設定していた概算事業費に比べ、11億7200万円余り超過する見込みであると説明があった（A案）。また、それに加え、現市長から、一部設計内容を見直し事業費の削減を検討した代替案（B-1案）と、さらに事業の優先順位を再考した代替案（B-2案）が示された。

これを受け、各委員から総事業費の超過額や代替案等について質疑があったが議論が尽きず、令和3年3月定例会会期中に改めて開催することとし、延会となった。

午後0時11分 延会

令和3年 3月11日 市議会予算特別委員会「令和3年度一般会計予算について」

令和3年度一般会計予算について、市側から、市税が新型コロナウイルス感染症の影響で前年度比約9億円の減収で、財政調整基金を13億円取り崩すと残額が約2億円になり、また、個人市民税の減収傾向が10年程度続く見込みであると説明があった。

令和3年 3月18日 市議会市庁舎特別委員会「榎原市新本庁舎建設 基本設計

概要（案）について」

午後1時1分 開議

同月10日の市議会市庁舎特別委員会を受け、現市長から、令和2年2月に現庁舎の南側に新本庁舎を建てることを決断したときは、事業費の増額の一因となった地質のことは分からず、誰もが新型コロナウイルスの蔓延は予測不能で、このことによる税収の落ち込みは激しく、基本計画（修正版）の延床面積9500㎡、総事業費57億円を担保できないなら事業を一旦止めるべきであり、事業費に合わせるための規模縮小もできないという趣旨の発言があった。さらに、「檀原市にとって本当に何がいいのか、檀原市民にとって理解をしていただける案はどのようなものなのかというのをもう一度考えるときがある。」とし、一旦建て替えを断念する意思の表明があった。

これを受け、各委員から、事業の断念に当たっての今後の計画や新たな事業案の有無等について質疑があった。

午後2時57分 閉会

令和3年 6月11日 市議会市庁舎特別委員会「新本庁舎の整備について」

午前10時1分 開議

現市長から、庁舎機能を既存の施設に移転させる分散配置方針（案）が示された。

主な理由として、現市長から、基本計画（修正版）の9500㎡、57億円という条件がクリアできないのであればやるべきではないこと、コロナ禍にあって財政状況が厳しくなっている中、ミグランスや万葉ホールに移転できる見通しがあるのであれば、あえて新たな庁舎を建てるべきではないことであると説明があった。

これを受け、各委員から、設計変更の検討や庁舎機能の分散配置等について質疑があり、委員からの要求により、新本庁舎基本設計の代替案（B-1耐震案）と、庁舎機能を既存施設へ分散配置する分散配置方針（案）が示された。

なお、分散型の提案について、議会の意思確認を行い、当該委員会出席委員19名のうち9名が賛成であった。

最後に現市長から、市議会市庁舎特別委員会の委員の意向を踏まえた中で検討し、さらに提案を行う旨の発言があった。

午後4時17分 閉会

令和3年 8月11日 市議会市庁舎特別委員会「庁舎機能の整備について」

午前10時1分 開議

現市長から、分散移転の方針案について、現本庁舎をできるだけ早期に解体することと、一旦分散した庁舎機能を現在の位置で集約する案として、6月11日に提示した案を「分散配置方針①案」とし、分散配置方針①案のうち、分散施設を見直した「分散配置方針②案」が新たに示された。

これを受け、各委員から、地自法第4条の事務所の位置についての解釈及び財政的な影響等について質疑があった。

また、次回の市議会市庁舎特別委員会では、ランニングコストやトータルコストの比較資料を作成するよう要望があった。

午後0時6分 閉会

令和3年 9月14日 市議会市庁舎特別委員会「庁舎機能の整備について」

午後1時1分 開議

現市長から、新庁舎を建設せず、17年後にミグランスへ庁舎機能を集約する「分散配置方針③案」が示された。また、これまでに示された全ての案について、概算事業費、メリット・デメリット及びライフサイクルコスト等の比較資料が示された。

午後3時54分 閉会

令和3年12月 9日 市議会市庁舎特別委員会「橿原市役所の位置に関する条例の一部改正について」

午前10時1分 開議

令和20年（2038年）以降に本庁舎機能をミグランスへ集約し、それまでの間、本庁舎の位置をかしはら万葉ホールとし、その住所を橿原市小房町11番5号に置く条例案が付託され、審議された。

これを受けて、各委員から、橿原市新本庁舎建設基本・実施設計業務の契約状況や17年後の財政状況等について質疑があった。

その後、起立により採決され、起立少数により否決された。

午後0時19分 閉会

令和3年12月15日 橿原市新本庁舎建設基本・実施設計業務変更契約（以下「本

件変更契約」という。) (△1億3420万円) の締結及び支出負担行為を変更

当初契約額 2億350万円

変更後契約額 6930万円

令和3年12月16日 檀原市新本庁舎建設基本・実施設計業務完了届提出

令和3年12月21日 市議会令和3年12月定例会本会議「檀原市役所の位置に関する条例の一部改正について」

条例改正案が否決となった。

令和4年 1月19日 檀原市新本庁舎建設基本・実施設計業務委託料の前払金の差額(825万円)を支出命令

(3) 本件当初契約の業務の実施状況

本件当初契約に当たって定められた業務特記仕様書によると、基本設計と実施設計の業務内容及び範囲が定められている。

これら一連の業務について、本件変更契約締結に係る決裁文書の添付資料である見積内訳書を見ると、基本設計については、業務が全て完了していることが確認できる。また、実施設計は途中で中断されているが、その理由は、建築構造に関する業務を一部実施したが、構造計算を実施した段階で、本庁舎本体工事費の概算事業費が基本計画(修正版)を大幅に超過する見込みであることが判明したためであることを確認した。

(4) 本件変更契約について

令和2年7月20日に締結された本件当初契約の契約書は、檀原市契約書等の様式を定める規程(平成24年檀原市訓令甲第28号)様式第5号に基づいて作成されている。第20条では「発注者は、(中略)必要があると認めるときは、設計仕様書又は業務に関する指示(以下本条(中略)において「設計仕様書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し(中略)なければならない。」と、第26条では「業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。」と規定している。

令和3年12月7日付けの受注者との業務打合簿によると、出来高業務の最終確認を行い、業務委託料について交渉の結果、合意を得ていることが確認できる。

契約変更に当たって定められた業務特記仕様書は、設計業務の内容及び範囲において、本件当初契約の業務特記仕様書から13業務が削除され、10業務が縮減されている。同月9日に提出された見積書及び見積内訳書では、本件変更契約の業務特記仕

様書に定められた各業務に基づき、各出来高数量が計上されていた。また、算定された見積金額にも誤りはなかった。

上記見積書を受け、同月10日付けで「橿原市新本庁舎建設基本・実施設計業務の変更について(伺)」が起案され、同月15日付けで現市長が決裁し、同日付けで当初契約額2億350万円のうち1億3420万円を減額する本件変更契約が締結されている。

また、同月16日に、本件変更契約の業務完了届が提出され、同月24日に、委託業務の完了検査が実施され、同月27日に、委託業務検査調書により、業務が契約図書のとおり完了していることが現市長に報告されている。

これら一連の手続きは、橿原市契約規則(昭和39年橿原市規則第7号)等に則り適正に行われていることを確認した。

2 監査委員の判断

(1) 請求人の主張内容

本件において請求人は、新本庁舎の現地建て替えを断念した現市長の判断が、その裁量を逸脱した違法なものであることから、当該判断を市に対する不法行為と捉え、その損害を基本・実施設計業務委託費用相当額と捉えて、執行機関である市長が現市長に対し当該損害の賠償請求を行っていないことが、「違法に財産の管理を怠る事実」に該当するとして本件監査請求に及んだものと考えられる。

(2) 監査委員が考える本件監査請求の対象

上記現市長の判断それ自体は政策判断であって、住民監査請求がその対象とする財務会計行為には該当しない。

そこで本件において、住民監査請求の対象となる財務会計行為を検討すると、請求人が橿原市新本庁舎建設基本・実施設計業務委託費用相当額を損害と捉えていることからすれば、令和3年12月15日に締結された本件変更契約が、住民監査請求の対象となる財務会計行為と考えられる。

(3) 財務会計行為の違法性

ア 本件変更契約自体の違法性の有無

本件変更契約は、新本庁舎の整備方針の変更に伴い、本件当初契約の契約書の規定に基づき、発注者と受注者が、成果に応じた支払いをする協議をした結果、合意に至り締結されたものであり、契約を変更した手続きに誤りはない。

イ 現市長の判断と財務会計行為の関係

財務会計行為が違法と評価されるのは、財務会計行為それ自体が直接法令に違反する場合だけではなく、その原因となる行為（先行行為）が違法である場合も含むと考えられることから（最高裁 昭和60年9月12日判決）、本件において請求人が指摘する上記現市長の判断が、その裁量を逸脱した違法なものかを検討することになる。

（4）市庁舎の整備における市長の裁量権の範囲

この点、請求人は、上記現市長の政策判断が、地方公共団体の長がその事務を誠実に執行する義務を負うことを定めた地自法第138条の2、及び地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出してはならないことを定めた地財法第4条第1項の趣旨に違反し、その裁量を逸脱すると主張する。

この請求人が根拠とするところは、一般論としてはそうであるとしても、これらの条項から直ちに誠実執行義務及び支出の必要最小限度の具体的基準を導き出すことはできない。

本件において、上記現市長の政策判断の対象は新本庁舎の整備に関するものであるが、このような地方公共団体の庁舎の整備については、どのような庁舎を整備するのか（新築・改修の要否）、庁舎にどのような機能を持たせどのような規模とするか、整備に関しどの程度の公金を支出するのか等については、事柄の性質上、当該地方公共団体に関する諸般の事情を総合的に考慮した上で、政策的、技術的見地から判断することが不可欠である。そうすると、このような政策的、技術的判断については地方公共団体の広範な裁量に委ねられているというべきである。したがって、地方公共団体の首長の判断も、①当該首長の判断が重要な事実の基礎を欠くものである場合（重大な事実誤認の存在）、又は、②その内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものであって、著しい裁量権の逸脱又は濫用があると認められる場合（著しい裁量権の逸脱濫用）でなければ、その判断が直ちに違法となるものではないと考えられる（新潟地裁 平成31年1月10日判決参照）。

（5）本件における事情

ア 重大な事実誤認の存在の有無

本件において、現市長は上記判断に至った理由として、①令和3年3月10日の市議会市庁舎特別委員会において、新本庁舎の概算事業費が、基本計画（修正版）で設定していた概算事業費に比べて11億7200万円余り超過する見込みであることが判明したこと、②同月18日の市議会市庁舎特別委員会において、新型コロナウイルスの蔓延は予測不能で、このことによる税収の落ち込みは激しく、財政面への影響が今後も相当長期間にわたって継続する可能性があることを挙げている。

そして、これらの判断の基礎となった事実については、次のとおりである。

①令和3年3月10日の市議会市庁舎特別委員会資料「A案：7階建て（案）」において、当該概算事業費が基本計画（修正版）事業費を約11億7233万円超過することが明記されている。

②令和3年3月11日の市議会予算特別委員会において、令和3年度一般会計予算について、市側から、市税が新型コロナウイルス感染症の影響で前年度比約9億円の減収で、財政調整基金を13億円取り崩すと同基金の残額が約2億円になり、また、個人市民税の減収傾向が10年程度続く見込みであると説明されている。

これらの事実からすれば、現市長の判断が重要な事実の基礎を欠いているとはいえない。

イ 著しい裁量権の逸脱・濫用の有無

(ア) 確かに請求人が主張するように、現市長が令和3年3月10日の市議会市庁舎特別委員会において、現地建て替えを前提とし、費用や規模を削減した代替案を提示しながら、同月18日の同特別委員会で建て替え断念を表明した点に唐突な印象を受けることは否めない。

しかし、新本庁舎の整備について現市長は、令和2年4月6日、就任前に策定されていた新本庁舎建設基本計画を見直し、基本計画（修正版）を策定した。この計画によれば新本庁舎には、災害対応活動拠点、執務拠点、議会運営、市民交流支援の機能を持たせ、最大7階建て、延床面積9500㎡の規模で、概算事業費57億7300万円の公金を支出することが想定されていた。

ところが、その後実施された新本庁舎建設基本・実施設計業務の結果、新本庁舎への公金支出が、基本計画（修正版）で設定していた概算事業費に比べて11億7200万円余り超過する見込みであることが判明した。このような修正前の計画以上の支出が、今後の市に与える影響、とりわけ財政リスクの懸念が生じると考えることに不自然な点はない。

また、基本計画（修正版）の概算事業費に合わせるための規模縮小をすれば、新本庁舎に持たせようとした機能を維持できないおそれがあることは、同じ時期に示された規模や費用を縮小した代替案からも見て取れる。

このような状況において、現市長が、どのような庁舎を整備するのか（新築・改修の要否）に立ち戻り、新本庁舎の現地建て替えを断念する判断をすることが社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとはいえず、著しい裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

(イ) 請求人は、令和3年6月11日の市議会市庁舎特別委員会以降、複数の機会に

複数の市庁舎機能の分散移転案を提案したことを問題視する。

しかし、これらの提案は、新本庁舎の現地建て替えを断念する本件判断の代替的措置として、市民代表である議員に対して、市が積極的に、あるいは議員からの要望に応じて、概算事業費、メリット・デメリットやコストに関する資料を示して説明されている。このような経緯からすれば、本件変更契約の締結の結果に終わり、代替的措置の実施に至らなかったことを理由に、原因となった先行行為である本件判断が、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとはいえない。

ウ 本件変更契約の違法性について

以上検討したことからすれば、先行行為である現市長の判断は違法なものとはいえないことから、財務会計行為である本件変更契約を違法と判断することはできない。

(6) 損害について

請求人は、新本庁舎の現地建て替えを断念する本件判断によって橿原市新本庁舎建設基本・実施設計業務が無駄になり、本件変更契約までの間の委託料相当額の損害が発生したと主張する。

しかし、概算事業費が基本計画（修正版）に比べて11億7200万円余り超過する見込みであることが判明したのは、基本設計が完了し実施設計の一部が実施された結果である。また、本件判断後に提案された規模や費用を縮小した現地建て替えの代替案は、いずれもこれら設計業務の成果を元に作成されている。

以上の事実からすれば、本件変更契約までの間の委託料相当額を、本件判断による損害と捉えることは困難である。したがって、本件判断によって橿原市新本庁舎建設基本・実施設計業務が無駄になったとは評価できない。

(7) 結論

したがって、執行機関である市長が、現市長に対し、橿原市新本庁舎建設基本・実施設計業務委託料相当額の損害賠償請求を行っていないことが、違法に財産の管理を怠る事実該当するとはいえない。以上より本件監査請求を棄却する。

よって、前記監査結果のとおり判断する。

令和4年5月11日

檀原市監査委員	久保田 幸 治
檀原市監査委員	山 口 宣 恭
檀原市監査委員	谷 井 宰